

動物実験に関する自己点検・評価報告書

(令和元年度)

株式会社国際電気通信基礎技術研究所
(ATR 動物実験委員会・遺伝子組換え実験安全管理委員会)

令和 2 年 11 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程を定めている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・動物実験等の実施に関する規程（平成26年4月1日制定） ・動物実験等の実施に関する様式（平成26年4月1日制定）（平成27年3月25日改定）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 「動物実験等の実施に関する規程」（以下、「規程」という。）は、文科省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）並びに環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に則して適正に定めている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置していない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・動物実験等の実施に関する規程（平成26年4月1日制定） ・動物実験等の実施に関する様式（平成26年4月1日制定）（平成27年3月25日改定） ・ATR 動物実験委員会設置要綱（平成26年4月1日制定） ・動物実験委員会&遺伝子組換え生物等安全管理委員会名簿（令和元年4月1日現在）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ATR 動物実験委員会&遺伝子組換え生物等安全管理委員会（以下、委員会という。）は基本指針に則して3種のカテゴリーの委員で構成されている。

4) 改善の方針、達成予定時期
特になし。

3. 動物実験の実施体制

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制を定めていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験等の実施に関する規程（平成 26 年 4 月 1 日制定） ・動物実験等の実施に関する様式（平成 26 年 4 月 1 日制定）（平成 27 年 3 月 25 日改定） 様式のうち以下の申請書。届出書、報告書を対象とした。 動物実験計画申請書 動物実験計画変更承認申請書 動物実験計画変更届出書 動物実験結果（中間・終了）報告書 ・動物実験及び遺伝子組換え生物等安全管理体制（平成 26 年 4 月 22 日付）
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>動物実験計画の提出、審査、承認等に係る様式を策定し、その実施に関する手順、体制が規程に適正に規定されている。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし。</p>

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験等の実施に関する規程（平成 26 年 4 月 1 日制定） ・動物実験等の実施に関する様式（平成 26 年 4 月 1 日制定）（平成 27 年 3 月 25 日改定） ・遺伝子組換え生物等安全管理規程（平成 26 年 4 月 1 日制定） ・遺伝子組換え生物等安全管理に関する様式（平成 26 年 4 月 1 日制定）

<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験及び遺伝子組換え生物等安全管理体制（平成 26 年 4 月 1 日制定） ・バイオ実験室安全の手引き
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程、遺伝子組換え生物等安全管理規程およびバイオ実験室安全の手引きにより、遺伝子組換え動物実験の実施体制が適正に定められている。
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし。</p>

5. 実験動物の飼養保管の体制

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験等の実施に関する規程（平成 26 年 4 月 1 日制定） ・動物実験等の実施に関する様式（平成 26 年 4 月 1 日制定）（平成 27 年 3 月 25 日改定） 実験動物飼養保管施設設置承認申請書 実験動物飼養保管施設変更申請書 実験室設置承認申請書 実験室廃止届 ・遺伝子組換え生物等安全管理規程（平成 26 年 4 月 1 日制定） ・遺伝子組換え生物等安全管理に関する様式（平成 26 年 4 月 1 日制定） （平成 27 年 3 月 25 日改定） ・動物実験及び遺伝子組換え生物等安全管理体制（平成 26 年 4 月 22 日付） ・動物実験室利用および実験動物飼養の手引き ・バイオ実験室安全の手引き ・水槽室利用および飼養の手引き ・動物飼養保管施設&遺伝子組換え実験室拡散防止措置チェックリスト ・マウスの飼養保管記録日誌（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日） ・マウス記録簿（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日） ・ゼブラフィッシュ飼養管理日誌（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>規程に基づき飼養保管施設および実験室は所長に承認されており、また飼養保管施設には実験動</p>

物管理者が適正に定められており、適正に実験動物の飼養保管が実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

ATR では魚類についても実験動物の対象に含め、動物実験実施体系は規程に則して適切に管理されている。
--

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・第6回動物実験委員会及び遺伝子組換え生物等安全委員会議事録 (平成31年3月26日開催) ・動物実験及び遺伝子組換え生物等安全管理体制 (平成26年4月22日付、平成27年3月12日付) ・動物実験委員会&遺伝子組換え生物等安全管理委員会委員名簿 (平成31年4月1日現在)
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） ・第6回動物実験委員会を平成31年3月26日に開催。平成31年4月から実験開始予定の動物実験計画申請書の審査を実施。複数の修正事項が指摘された。申請者の修正の後、メールベースで再審査を行い、委員全員の承認が得られたので、社長に上申し、社長承認を得て実験実施の許可を出した。 ・以降年度内に申請のあった実験計画変更申請書に関しては、メールによる審査を実施。審査に当たっては、教育訓練の実施状況の確認、苦痛度の軽減の観点から実験中におけるストレスが高いと思われる計画内容は計画書申請者へ指摘し、申請者修正後再審査において全員の承認が得られたので、社長に上申し、社長承認を得て実験実施の許可を出した。

<p>・以上により委員会により動物実験等に対して審査され、その内容は記録・保管されている。よって、委員会は適正に運用されていると判断される。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。</p>

2. 動物実験の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>当該年度に実施する動物実験（承認番号：A1903、A1904、A1907、A1910、A1913）について、以下の資料を点検対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験計画申請書 ・動物実験計画変更承認申請書 ・動物実験計画変更届出書 ・動物実験結果報告書 ・動物実験・遺伝子組換え実験申請書件数に関する一覧表 ・動物実験の自己点検票
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>動物実験の計画立案、審査及び承認は規程に従い適正に実施されている。</p> <p>また、実験結果報告及び動物実験の自己点検票が申請された計画書数に対して 100%提出されている。これらのことより、適正に実施されていると判断される。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。</p>

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・動物飼養保管施設&遺伝子組換え実験室拡散防止措置チェックリスト ・動物実験の自己点検票 ・第二種使用等拡散防止措置確認申請書 ・遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置区分の一覧表 ・実験動物飼養保管施設設置承認申請書 ・実験場所（図面）
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>拡散防止措置チェックリストや自己点検票により動物実験が安全に実施されていることを確認した。また、上記書類や年1回行われる委員会にて必要な情報共有を行っている。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし。</p>

4. 実験動物の飼養保管状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験動物飼養保管施設設置承認申請書 ・実験室設置承認申請書 ・動物実験室利用および実験動物飼養の手引き ・バイオ実験室安全の手引き ・水槽室利用および飼養の手引き ・マウス微生物モニタリング検査成績 ・マウス記録簿 ・マウス飼養保管記録日誌 ・ゼブラフィッシュ管理簿 ・実験動物飼養保管状況の自己点検
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>新規設置の際、委員会メンバーによる指摘事項に対して適正な改善措置を行い、その結果を委員による確認作業を実施しており、その後問題は生じていない。現在、各種手引きに従って飼養保管を実施されており、適正に飼養保管されており、実験動物飼養保管状況の自己点検票が提出され、重大な問題が認められていない。</p>

4) 改善の方針、達成予定時期

動物実験委員会、遺伝子組換え生物等安全管理委員会による飼養保管施設の定期視察が計画されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により実施できていない。
コロナ禍が落ち着き次第、実施する予定である。

5. 施設等の維持管理の状況

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

まず、以下の資料を確認した

- ・特定施設管理要領（平成 26 年 5 月 1 日制定）
- ・非常電源施設図

また、以下の記録（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）を点検対象とした。

- ・特定施設自己点検記録
- ・局所排気装置保守点検記録
- ・排水装置保守点検記録
- ・動物施設精密空調機保守点検記録
- ・オートクレーブ保守点検記録

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

必要な定期点検が実施され、修理等が必要な個所については改善を実施し、その確認を行い対処している。

4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

6. 教育訓練の実施状況

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

以下の記録（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）を点検対象とした。

<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練実施記録 ・動物実験実施者講習会教育記録 ・動物施設利用説明会教育記録 ・物実験講習会録画および説明資料 ・令和元年度教育訓練実績一覧
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>新入所員に対しては、実験開始までに外部専門家の先生を招いて実施した講習会のビデオで講習を実施した。また、既存の実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対して、「動物実験に関する関連法令」「実験動物の飼養または保管に関する基本的事項」「そのほか動物実験等の適切な実施に関する必要事項」「人獣共通感染症について」「麻酔薬について」の講習を実施し、理解度の確認のため確認テストを実施した。以上より、教育訓練は適正に実施されていると判断する。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし。</p>

7. 自己点検・評価、情報公開

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>国際電気通信基礎技術研究所ホームページ</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>以上の全項目について自己点検を行った結果、すべての項目について適切に処理されていると判断し、その判断結果に基づいて自己点検・評価結果を弊社ホームページ上に公開している。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし。</p>

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

<p>特になし。</p>
